

農業経営基盤強化促進法の体系

育成すべき農業経営を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対して、農用地の利用の集積、経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置、を総合的に講ずることにより、効率的かつ安定的な農業経営を育成することを目的。
都道府県基本方針・市町村基本構想の下で認定農業者制度や農地中間管理機構の事業など農業経営基盤強化促進法に基づく事業が動き、目的の達成が図られる仕組み。

都道府県基本方針

都道府県における育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標、目標達成のための政策手法についての基本的な考え方を示す。



市町村基本構想

効率的かつ安定的な農業経営の目標の明確化を図り、その現実のために採るべき措置等を示す。
都道府県基本方針に即して策定。策定には知事の同意が必要。

都道府県基本方針・市町村基本構想の下、法に基づく事業が展開

農地中間管理機構の特例事業

農地中間管理機構が経営規模を縮小する者などから農地を買い入れ、経営規模の拡大や農地の集団化を図ろうとする者に売り渡し、交換し、又は貸し付ける「農地売買等事業」など。

認定農業者制度

市町村基本構想で示された効率的かつ安定的な農業経営の目標に向けて、農業経営の改善を計画的に進めようとする者を、市町村が地域農業の担い手として認定し、支援措置を講じる。

農用地利用集積円滑化事業

農地利用集積円滑化団体が農地所有者から委任を受け、地域内の農地を借り入れ(買い入れ)、まとまった形で担い手に貸し付け(売り渡し)する事業

農業経営基盤強化促進事業

利用権設定等促進事業(1)
農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
農地中間管理機構が行う特例事業
農用地利用改善事業(2)の実施を促進する事業
農作業の受委託を促進する事業等

1 農用地利用集積計画を定め、農地の権利移動を促進する事業

2 集落において、関係農業者の合意をもとに、作付地の集団化、農作業の効率化等、農用地の利用関係の改善を推進